

平成十三年法務省令第十二号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の全部を改正する命令を次のように定める。法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の全部を次のように改正する。

第一条 法務局又は地方法務局の支局（以下「支局」という。）を各法務局又は地方法務局につき別表第一の支局欄（同欄中括弧のつてあるものを除く。以下第三条まで同様とする。）のとおり置き、法務局若しくは地方法務局又はその支局の出張所（以下「出張所」という。）を各法務局若しくは地方法務局又はその支局につき同表の出張所欄（同欄中括弧のつてあるものを除く。以下第三条まで同様とする。）のとおりに置く。

第二条 支局又は出張所の名称は、別表第一の支局欄中「小樽」とあるのは「札幌法務局小樽支局」と、同表出張所欄中「北」とあるのは「札幌法務局北出張所」とし、以下これにならうものとする。

第三条 支局又は出張所の位置は、別表第一の支局欄又は出張所欄及び位置欄によって示されるのとおりとする。

第四条 法務局、地方法務局又は支局の戸籍及び公証の事務に関する管轄区域は、別表第一の支局欄（同欄中括弧のつてあるものは、本庁を示すものとする。）及び管轄区域欄によって示されるのとおりとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の登記の事務（動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第五条第一項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第二条第一項の事務を除く。）に関する管轄区域は、同表の出張所欄（同欄中括弧のつてあるものは、本庁又は支局を示すものとする。）及び管轄区域欄によって示されるのとおりとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）に定める遺言書の保管に関する事務に関する管轄区域は、別表第二の官署欄及び管轄区域欄によって示されるのとおりとする。

第五条

前条の規定による管轄区域（以下「管轄区域」という。）の基準となつた行政区画に変更があつたときは、管轄区域も、これに伴つて変更される。ただし、あらたに行政区画が設けられたとき、又は一の法務局、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属するすべての地域が他の法務局、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。

2 管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、前項と同様とする。

附則

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（この本部令の効力）

2 この本部令は、その施行の日に、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）となるものとする。

附則（平成十二年二月二日中央省庁等改革推進本部令第一一四号）

この中央省庁等改革推進本部令は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年一月一九日法務省令第一七号）

この省令は、平成十三年一月二十九日から施行する。ただし、第一条中別表東京法務局の部の改正規定は、同月二十一日から施行する。

附則（平成十三年二月八日法務省令第二〇号）

この省令中別表佐賀地方法務局の部の改正規定は平成十三年二月十三日から、別表熊本地方法務局の部の改正規定は同月十九日から施行する。

附則（平成十三年二月二二日法務省令第二三号）

この省令は、平成十三年二月二十六日から施行する。

附則（平成十三年三月八日法務省令第二五号）

この省令は、平成十三年三月十二日から施行する。

附則（平成十三年三月一九日法務省令第二八号）

この省令は、平成十三年三月二十六日から施行する。

附則（平成十三年三月三〇日法務省令第三七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表浦和と地方法務局の部の改正規定、第二条中第三条の改正規定及び第三条中別表浦和の部の改正規定並びに第四条中別表第一浦和人権擁護委員協議会の項から秩父人権擁護委員協議会の項までの改正規定及び別表第二の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附則（平成十三年四月二日法務省令第四九号）

この省令は、平成十三年四月九日から施行する。

附則（平成十三年四月二五日法務省令第五三三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 別表水戸地方法務局及び熊本地方法務局の部の改正規定 公布の日
二 別表宮崎地方法務局の部の改正規定 平成十三年五月一日
三 別表釧路地方法務局、秋田地方法務局及び福井地方法務局の部の改正規定 平成十三年五月十四日

附則（平成十三年五月二八日法務省令第五五号）

この省令は、平成十三年六月十一日から施行する。ただし、第一条中別表仙台台法務局の部の改正規定は、同月四日から施行する。

附則（平成十三年七月九日法務省令第六〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 別表さいたま地方法務局の部の改正規定 公布の日
二 別表佐賀地方法務局の部の改正規定 平成十三年七月二十三日
三 別表仙台台法務局、宮崎地方法務局及び那覇地方法務局の部の改正規定 平成十三年七月三十日

附則（平成十三年八月二〇日法務省令第六三三三号）

この省令中別表金沢地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定は公布の日から、同部輪島支局の部の改正規定は平成十三年八月二十七日から施行する。

支局の部の改正規定は平成十三年八月二十七日から施行する。

附則（平成十三年九月一七日法務省令第六八八号）

この省令は、平成十三年九月二十五日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年一〇月五日法務省令第七二二号）

この省令中別表大津地方法務局の部の改正規定は公布の日から、別表仙台台法務局の部の改正規定は平成十三年十月十五日から施行する。

附則（平成十三年一〇月二二日法務省令第七三三三号）

この省令は、平成十三年十月二十九日から施行する。

附則（平成十三年一一月五日法務省令第七四四号）

この省令は、平成十三年十一月十二日から施行する。

附則（平成十三年一一月一六日法務省令第七五五号）

この省令は、平成十三年十二月三日から施行する。ただし、第一条中別表福岡法務局の部及び宮崎地方法務局の部の改正規定は、同年十一月二十六日から施行する。

附則（平成十四年一月八日法務省令第一号）

この省令は、平成十四年一月十五日から施行する。

附則（平成十四年一月二二日法務省令第二号）

この省令は、平成十四年一月二十八日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年二月五日法務省令第四号）

この省令は、平成十四年二月十二日から施行する。

附則（平成十四年二月一八日法務省令第八号）

この省令は、平成十四年二月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年三月四日法務省令第一五号）

この省令は、平成十四年三月十一日から施行する。

附 則（平成一四年三月一八日法務省令第一七号）

この省令は、平成十四年三月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表富山地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年四月八日法務省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表津地方法務局の部の改正規定は、平成十四年四月十五日から施行する。

附 則（平成一四年四月二三日法務省令第三三号）

この省令は、平成十四年四月三十日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年五月二日法務省令第三五号）

この省令は、平成十四年五月十三日から施行する。

附 則（平成一四年七月八日法務省令第四五号）

この省令は、平成十四年七月十五日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年八月一九日法務省令第四九号）

この省令は、平成十四年八月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同年九月九日から施行する。

附 則（平成一四年九月九日法務省令第五一号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表金沢地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定並びに第二条中第四十四条の改正規定 平成十四年九月十七日
- 三 第一条中別表旭川地方法務局の部及び名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中第十七条及び第四十二条の改正規定 平成十四年九月三十日

附 則（平成一四年一〇月二五日法務省令第五四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十四年十一月一日

三 第一条中別表秋田地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の改正規定 平成十四年十一月五日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十四年十一月十一日

附 則（平成一四年一二月一八日法務省令第五六号）

この省令は、平成十四年十一月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定並びに第二条及び第三条の改正規定は、同年十二月九日から施行する。

附 則（平成一四年一二月九日法務省令第五八号）

この省令は、平成十四年十二月十六日から施行する。

附 則（平成一五年一月九日法務省令第二号）

この省令は、平成十五年一月十四日から施行する。ただし、第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定は、同年二月七日から施行する。

附 則（平成一五年一月二九日法務省令第三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表広島法務局の部及び大分地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条及び第三十一条の改正規定 平成十五年二月三日
- 三 第一条中別表山形地方法務局の部、名古屋法務局の部、長崎地方法務局の部、佐世保支局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十五年二月十日
- 四 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 平成十五年二月十七日

五 第一条中別表福島地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、大阪法務局の部及び長崎地方法務局の部、大阪支局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十五条の改正規定 平成十五年二月二十四日

附 則（平成一五年二月二四日法務省令第六号）

この省令は、平成十五年三月三日から施行する。ただし、第一条中別表広島法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月五日法務省令第九号）

この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表釧路地方法務局の部北見支局の部、同部網走支局の部、広島法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定は、同月十日から施行する。

附 則（平成一五年三月二六日法務省令第一八号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年四月一日法務省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年四月二四日法務省令第三九号）

この省令は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附 則（平成一五年四月二四日法務省令第四四号）

この省令は、平成十五年五月六日から施行する。ただし、第一条中別表岐阜地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則（平成一五年五月六日法務省令第四六号）

この省令は、平成十五年五月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定は、同月十二日から施行する。

附 則（平成一五年六月五日法務省令第五〇号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表千葉地方法務局の部、松戸支局の部及び柏支局の部の改正規定 平成十五年六月六日

二 略

三 第一条中別表千葉地方法務局の部八日市場支局の部の改正規定 平成十五年六月二十三日

四 第一条中別表津地方法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定 平成十五年六月三十日

附 則（平成一五年七月七日法務省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部の改正規定は、平成十五年七月十四日から施行する。

附 則（平成一五年七月一五日法務省令第五四号）

この省令は、平成十五年七月二十二日から施行する。

附 則（平成一五年七月二二日法務省令第五六号）

この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附 則（平成一五年七月二五日法務省令第五七号）

この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附 則（平成一五年八月八日法務省令第六一号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表山形地方法務局の部の改正規定 平成十五年八月十一日
- 三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十五年八月二十日
- 四 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十五年八月二十五日
- 五 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定 平成十五年九月一日

附 則（平成一五年九月一二日法務省令第六五号）

この省令は、平成十五年九月十六日から施行する。ただし、第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定は、平成十五年九月二十九日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月七日法務省令第七一号）

この省令は、平成十五年十月十四日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月二八日法務省令第七二号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表名古屋法務局の部及び大分地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定 平成十五年十一月四日

三 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十五年十一月十日

四 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月十五日

五 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月十七日

六 第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月二十五日

附 則（平成一五年一二月二日法務省令第七四号）抄

この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則（平成一六年一月七日法務省令第一号）

この省令は、平成十六年一月十三日から施行する。ただし、別表高知地方法務局の部の改正規定は、同月十九日から施行する。

附 則（平成一六年一月九日法務省令第三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表水戸地方法務局の部及び金沢地方法務局の部の改正規定 平成十六年一月二十六日

二 別表岐阜地方法務局の部の改正規定 平成十六年二月一日

三 別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年二月二日

附 則（平成一六年二月九日法務省令第四号）

この省令は、平成十六年二月十六日から施行する。

附 則（平成一六年二月二五日法務省令第八号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十六年三月八日

三 第一条中別表新潟地方法務局の部長岡支局の款及び同部六日町支局の款の改正規定 平成十六年三月十五日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定 平成十六年三月二十二日

附 則（平成一六年三月二二日法務省令第一七号）抄

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表函館地方法務局の部及び水戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十六年三月二十九日

三 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十六年三月三十一日

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十六年三月八日

三 第一条中別表新潟地方法務局の部長岡支局の款及び同部六日町支局の款の改正規定 平成十六年三月十五日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定 平成十六年三月二十二日

附 則（平成一六年三月二二日法務省令第一七号）抄

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表函館地方法務局の部及び水戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十六年三月二十九日

三 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十六年三月三十一日

附 則（平成一六年四月二二日法務省令第三七号）

この省令は、平成十六年四月二十六日から施行する。

附 則（平成一六年六月八日法務省令第四三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表大分地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 別表奈良地方法務局の部及び広島法務局の部の改正規定 平成十六年六月十四日

三 別表山口地方法務局の部の改正規定 平成十六年六月二十八日

附 則（平成一六年七月五日法務省令第四八号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表福島地方法務局の部、千葉地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条の規定 平成十六年七月十二日

二 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十日

三 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十六日

附 則（平成一六年七月二七日法務省令第五二号）

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

附 則（平成一六年八月二六日法務省令第五六号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十六年九月一日

二 略

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

一 第一条中別表名古屋地方法務局の部、千葉地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条の規定 平成十六年七月十二日

二 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十日

三 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十六日

附 則（平成一六年七月二七日法務省令第五二号）

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

附 則（平成一六年八月二六日法務省令第五六号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十六年九月一日

二 略

三 第一条中別表名古屋法務局の部及び松山地方法務局の部の改正規定 平成十六年九月二十一日

四 第一条中別表岐阜地方法務局の部の改正規定 平成十六年九月二十七日

附 則（平成一六年九月二七日法務省令第六四号）

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第一条中静岡地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月六日法務省令第六八号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表東京法務局の部、新潟地方法務局の部、神戸地方法務局の部、岡山地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第一条、第十条、第十三条、第二十五条及び第三十条の改正規定、第三条並びに第四条の規定 平成十六年十月十二日

二 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十六年十月十六日

三 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年十月十八日

附 則（平成一六年一〇月二二日法務省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月二六日法務省令第七二号）

この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成一六年十一月一日法務省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程別表第一「隠岐人権擁護委員協議会」の項の規定は、平成十六年十月一日から適用する。

附 則（平成一六年十一月九日法務省令第七八号）

この省令は、平成十六年十一月十五日から施行する。

附 則（平成一六年十一月二四日法務省令第八〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表函館地方法務局の部及び水戸地方法務局の部の改正規定 平成十六年十二月一日

二 別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十六年十二月五日

三 別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年十二月六日

附 則（平成一六年十二月二二日法務省令第九〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表青森地方法務局の部、宇都宮地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、長野地方法務局の部、津地方法務局の部、松阪支局の部、大津地方法務局の部、松山地方法務局の部、高知地方法務局の部、熊本地方法務局の部、八代支局の部及び大分地方法務局の部の改正規定並びに第三条の規定 平成十七年一月一日

二 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月四日

三 第二条の規定 平成十七年一月八日

四 第一条中別表秋田地方法務局の部、山形地方法務局の部、名古屋法務局の部、津地方法務局の部、同地方法務局の部、津地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月十一日

五 第一条中別表熊本地方法務局の部、山鹿支局の部の改正規定 平成十七年一月十五日

六 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月十七日

七 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月二十一日

八 第一条中別表福岡法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月二十四日
九 第一条中別表津地方法務局の部四日市支局の部の改正規定及び第四条の規定 平成十七年一月三十一日

附 則 (平成一六年二月二八日法務省令第九三三三三)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月四日法務省令第一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年一月一日から適用する。

附 則 (平成一七年一月一日法務省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一七日法務省令第六号)

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(以下「改正後の設置規則」という。)別表熊本地方法務局の部及び登記事務委任規則(以下「改正後の委任規則」という。)第三十二条の規定は平成十七年一月十五日から、改正後の設置規則別表松山地方法務局の部及び委任規則第四十五条の規定は同月十六日から適用する。

附 則 (平成一七年一月二八日法務省令第七号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表広島法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定 平成十七年二月一日

二 第一条中別表岐阜地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定 平成十七年二月七日

三 第一条中別表大津地方法務局の部彦根支局の部の改正規定 平成十七年二月十一日

四 第一条中別表岐阜地方法務局の部中津川支局の部及び山口地方法務局の部下関支局の部の改正規定 平成十七年二月十三日

五 第一条中別表札幌法務局の部、横浜地方法務局の部、長野地方法務局の部、富山地方法務局の部、大津地方法務局の部長浜支局の部、奈良地方法務局の部及び高松法務局の部、第二条中登記事務委任規則第十八条及び第四十二条の二

の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一浦河人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年二月十四日

六 第一条中別表山口地方法務局の部岩国支局の部の改正規定 平成十七年二月二十一日

七 第一条中別表福島地方法務局の部、宇都宮地方法務局の部、和歌山地方法務局の部及び岡山地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十六条の改正規定並びに第四条中別表第一田辺人権擁護委員協議会の項及び新宮人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年二月二十八日

附 則 (平成一七年二月一日法務省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年二月四日法務省令第二号)

この省令は、平成十七年二月五日から施行する。ただし、第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定は、同月七日から施行する。

附 則 (平成一七年二月一四日法務省令第五号)

この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(以下「改正後の設置規則」という。)の規定、第三条の規定による改正後の登記事務委任規則(以下「改正後の委任規則」という。)の規定及び第五条の規定による改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は平成十七年二月十一日から、第二条の規定による改正後の設置規則の規定及び第四条の規定による改正後の委任規則の規定は同月十三日から適用する。

附 則 (平成一七年二月二八日法務省令第三号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第四条の規定 公布の日

二 第二条中別表福島地方法務局の部、岡山地方法務局の部笠岡支局の部、徳島地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部及び大分地方法務局の部中津支局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第三十条及び第三十一条の改正規定、第六条中別表徳島の項の改正規定並びに第七条中別表第一脇町人権擁護

委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月一日

三 第二条中別表山口地方法務局の部萩支局の部の改正規定 平成十七年三月六日

四 第二条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年三月七日

五 第二条中別表新潟地方法務局の部の改正規定 平成十七年三月十九日

六 第二条中別表広島法務局の部及び福岡法務局の部吉井支局の部の改正規定並びに第七条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十日

七 第二条中別表札幌法務局の部、秋田地方法務局の部、水戸地方法務局の部竜ヶ崎支局の部、京都地方法務局の部、神戸地方法務局の部豊岡支局の部、松江地方法務局の部、山口地方法務局の部同地方法務局の部及び宇部支局の部、大分地方法務局の部日田支局の部並びに鹿児島地方法務局の部の改正規定、第三条中別表山口地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第十二条、第三十八条及び第四十条の改正規定、第七条中別表第一本荘人権擁護委員協議会の項の改正規定並びに第八条の規定 平成十七年三月二十二日

八 第二条中別表水戸地方法務局の部麻生支局の部、宇都宮地方法務局の部、前橋地方法務局の部、千葉地方法務局の部、岐阜地方法務局の部、神戸地方法務局の部社支局の部及び福岡法務局の部同法務局の部の改正規定、第三条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第五条の改正規定、第六条中別表水戸の項の改正規定並びに第七条中別表第一麻生人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十八日

九 第二条中別表青森地方法務局の部、岡山地方法務局の部新見支局の部及び大分地方法務局の部宇佐支局の部の改正規定 平成十七年三月三十一日

附 則 (平成一七年三月一日法務省令第三三三三三)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三日法務省令第三四四)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日法務省令第三六六)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二二日法務省令第四二二)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二八日法務省令第四三三)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三〇日法務省令第四四五)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三十一日法務省令第四六六)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日法務省令第四七七)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日法務省令第四八八)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則、登記事務委任規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成十七年三月二十一日から適用する。

附 則 (平成一七年三月二二日法務省令第四二二)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二八日法務省令第四三三)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二二日法務省令第四一四)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則、登記事務委任規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成十七年三月二十一日から適用する。

附 則 (平成一七年三月二二日法務省令第四二二)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二八日法務省令第四三三)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三〇日法務省令第四四五)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三十一日法務省令第四六六)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日法務省令第四七七)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日法務省令第四八八)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成十七年四月十日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日法務省令第四九九)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月二八日法務省令第五〇〇)

この省令は、平成十七年五月一日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部所沢支局の部の改正規定は、同月二日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法務省令第五〇一)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五月一日から適用する。ただし、第一条中別表静

岡地方法務局の部掛川支局の款同支局の項の改正規定及び第二条中第七条第二項の改正規定は、同月五日から施行する。

附 則（平成一七年五月二〇日法務省令第七一七号）

この省令は、平成十七年五月三十日から施行する。ただし、第一条中別表福岡法務局の部の改正規定は、同月二十三日から施行する。

附 則（平成一七年六月一日法務省令第七三三号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方法務局の部、長野地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定 平成十七年六月十三日

二 略

三 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定 平成十七年六月二十七日

附 則（平成一七年六月二七日法務省令第七三六号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中別表千葉地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十七年七月一日

三 第一条中別表名古屋地方法務局の部の改正規定 平成十七年七月七日

四 第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定 平成十七年七月十一日

附 則（平成一七年七月一日法務省令第七七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年七月二七日法務省令第八〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表水戸地方法務局の部、岡山地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月一日

二 第一条中別表奈良地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十七年八月八日

三 第一条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月十五日

四 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月二十二日

五 第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成十七年八月二十九日

附 則（平成一七年八月二二日法務省令第八三三号）

この省令は、平成十七年八月二十九日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定は、同年九月一日から施行する。

附 則（平成一七年八月二六日法務省令第八六六号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表盛岡地方法務局の部及び新潟地方法務局の部の改正規定 平成十七年九月一日

三 略

四 第一条中別表秋田地方法務局の部及び静岡地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定 平成十七年九月二十日

五 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定 平成十七年九月二十五日

六 第一条中別表千葉地方法務局の部及び静岡地方法務局の部浜松支局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第七、第十二条及び第二十三条の改正規定 平成十七年九月二十日

附 則（平成一七年九月二二日法務省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年九月二二日法務省令第八九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年九月二〇日法務省令第九〇号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月二六日法務省令第九四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表高松法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表札幌法務局の部、函館地方法務局の部、釧路地方法務局の部、盛岡地方法務局

の部、秋田地方法務局の部、山形地方法務局の部、福島地方法務局の部、水戸地方法務局の部、土浦支局の部、宇都宮地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、長野地方法務局の部、松本支局の部、名古屋法務局の部、金沢地方法務局の部、小松支局の部、福井地方法務局の部、大津地方法務局の部、神戸地方法務局の部、龍野支局の部、松江地方法務局の部、佐賀地方法務局の部及び長崎地方法務局の部平戸支局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二十七条及び第四十一条の改正規定並びに第四条中島山人権擁護委員協議会の項、龍野山人権擁護委員協議会の項及び武生山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十月一日

三 第一条中別表長野地方法務局の部佐久支局の部の改正規定 平成十七年十月三日

四 第一条中別表仙台法務局の部、水戸地方法務局の部同地方法務局の部及び太田支局の部、静岡地方法務局の部、金沢地方法務局の部同地方法務局の部、徳島地方法務局の部、長崎地方法務局の部五島支局の部並びに鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第七、第二十一条、第三十条及び第三十四条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表一太田山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十月十一日

五 第一条中別表神戸地方法務局の部明石支局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十三条の改正規定 平成十七年十月二十四日

附 則（平成一七年九月三〇日法務省令第九九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（次条第四項において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十月三日）から施行する。

附 則（平成一七年一〇月三三日法務省令第一〇一七号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年十月一日から適用する。

附 則（平成一七年一〇月二二日法務省令第一〇二七号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年十月一日から適用する。

附 則（平成一七年一〇月二二日法務省令第一〇三三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表盛岡地方法務局の部、福島地方法務局の部、甲府地方法務局の部同地方法務局の部、長野地方法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第四条中別表第一木曾山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月一日

二 第一条中別表広島法務局の部の改正規定 平成十七年十一月三日

三 第一条中別表甲府地方法務局の部都留支局の部、福井地方法務局の部、和歌山地方法務局の部、鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八、第九、第三十三、第三十四条の改正規定並びに第四条中別表第一都留山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月七日

四 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の改正規定 平成十七年十一月十四日

五 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定 平成十七年十一月二十一日

六 第一条中別表水戸地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定 平成十七年十一月二十八日

則別表新潟地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則第十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の規定は、平成十七年十月十日から適用する。

附 則（平成一七年一〇月二七日法務省令第一〇三三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表盛岡地方法務局の部、福島地方法務局の部、甲府地方法務局の部同地方法務局の部、長野地方法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第四条中別表第一木曾山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月一日

二 第一条中別表広島法務局の部の改正規定 平成十七年十一月三日

三 第一条中別表甲府地方法務局の部都留支局の部、福井地方法務局の部、和歌山地方法務局の部、鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八、第九、第三十三、第三十四条の改正規定並びに第四条中別表第一都留山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月七日

四 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の改正規定 平成十七年十一月十四日

五 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定 平成十七年十一月二十一日

六 第一条中別表水戸地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定 平成十七年十一月二十八日

附 則（平成一七年一二月七日法務省令第一〇四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年一二月二二日法務省令第一〇五七号）

この省令は、平成十七年十二月五日から施行する。ただし、第一条中別表仙台法務局の部の改正規定及び第二条の改正規定は、同月二十六日から施行する。

附 則（平成一七年一二月二八日法務省令第一〇五九号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表青森地方法務局の部、盛岡地方法務局の部花巻支局の部及び二戸支局の部、福

二 第一条中別表青森地方法務局の部、盛岡地方法務局の部花巻支局の部及び二戸支局の部、福

三 第一条中別表青森地方法務局の部、盛岡地方法務局の部花巻支局の部及び二戸支局の部、福

四 第一条中別表青森地方法務局の部、盛岡地方法務局の部花巻支局の部及び二戸支局の部、福

五 第一条中別表青森地方法務局の部、盛岡地方法務局の部花巻支局の部及び二戸支局の部、福

六 第一条中別表青森地方法務局の部、盛岡地方法務局の部花巻支局の部及び二戸支局の部、福

島地方法務局の部同地方法務局の款及び相馬支局の款、宇都宮地方法務局の部同地方法務局の款、前橋地方法務局の部、岐阜地方法務局の部同地方法務局の款、津地方法務局の部、大津地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、高松法務局の部、高知地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部、宮崎地方法務局の部並びに那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定並びに第四条中別表第一園部人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月一日

二 第一条中別表福島地方法務局の部若松支局の款の改正規定 平成十八年一月四日

三 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の款、宇都宮地方法務局の部栃木支局の款及び福井地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条及び第二十條の改正規定 平成十八年一月十日

四 第一条中千葉地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部多治見支局の款の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中八日市場人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月二十三日

五 第一条中甲府地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定 平成十八年一月三十日

附 則 (平成一八年一月四日法務省令第一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年一月一日から適用する。

附 則 (平成一八年一月一〇日法務省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二三日法務省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月三一日法務省令第八号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表函館地方法務局の部、さいたま地方法務局の部及び福井地方法務局の部の改正規定 平成十八年二月一日

二 第一条中別表東京法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定 平成十八年二月六日

三 第一条中別表神戸地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定 平成十八年二月十一日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十八年二月十三日

五 第一条中別表盛岡地方法務局の部水沢支局の款、水戸地方法務局の部土浦支局の款及び宮崎地方法務局の部延岡支局の款の改正規定 第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定並びに第三条の改正規定 平成十八年二月二十日

六 第一条中別表宮崎地方法務局の部日向支局の款の改正規定 平成十八年二月二十五日

七 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の款、水戸地方法務局の部同地方法務局の款及び鹿嶋支局の款及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十八年二月二十七日

附 則 (平成一八年二月六日法務省令第一号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第一条の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条及び第三十条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年二月二十日

附 則 (平成一八年二月二〇日法務省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二七日法務省令第一七号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表青森地方法務局の部、広島法務局の部、徳島地方法務局の部、高知地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年三月一日

二 第一条中別表福井地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月三日

三 第一条中別表釧路地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月五日

四 第一条中別表盛岡地方法務局の部、東京法務局の部及び横浜地方法務局の部の改正規定並びに

第二条中登記事務委任規則第一条の改正規定 平成十八年三月六日

五 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条の改正規定 平成十八年三月十三日

六 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十五日

七 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十九日

附 則 (平成一八年三月七日法務省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表甲府地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月一日から適用する。

附 則 (平成一八年三月二五日法務省令第二号)

この省令は、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十八日

二 第一条中別表高松法務局の部の改正規定 平成十八年三月二十一日

附 則 (平成一八年三月二〇日法務省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二二日法務省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表岡山地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月二十一日から適用する。

附 則 (平成一八年三月二三日法務省令第二六号)

この省令は、平成十八年三月二十七日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二七日法務省令第二七号)

この省令は、平成十八年三月三十一日から施行する。ただし、第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条の改正規定、第三条の改正規定及び第四条中別表第一佐原人権擁護委員協議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三〇日法務省令第三〇号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法務省令第三四号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月一〇日法務省令第四六号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十八年四月十七日

三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定 平成十八年四月二十四日

四 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定 平成十八年五月十五日

附 則 (平成一八年五月二六日法務省令第六〇号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 から三まで 略

四 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十八年六月十二日

五 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定 平成十八年六月十九日

六 第一条中別表盛岡地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成十八年六月二十六日

附 則 (平成一八年七月三日法務省令第六四号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表千葉地方法務局の部、横浜地方法務局の部、新潟地方法務局の部、大津地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条、第三十条、第三十一条及び第三十二条の改正規定、第三

条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年七月十八日

附 則 (平成一八年七月一八日法務省令第六六号)

この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

附 則 (平成一八年八月一日法務省令第六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年八月二二日法務省令第六八号) 抄

この省令は、平成十八年八月二十八日から施行する。

附 則 (平成一八年九月一日法務省令第七〇号)

この省令は、平成十八年九月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表津地方法務局の部の改正規定は、同月十一日から施行する。

附 則 (平成一八年九月二五日法務省令第七四号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十八年十月一日

二 第一条中別表水戸地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十三条の改正規定 平成十八年十月十六日

三 第一条中別表新潟地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 平成十八年十月二十三日

附 則 (平成一八年一〇月二三日法務省令第七八号) 抄

この省令は、平成十八年十月三十日から施行する。

附 則 (平成一八年一〇月一三日法務省令第八二号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表旭川地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 略

三 第一条中別表和歌山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二条の改正規定 平成十八年十一月二十七日

四 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成十八年十二月十一日

附 則 (平成一八年二月二八日法務省令第八五号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 公布の日

二 第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定 平成十九年一月一日

三 第一条中別表大分地方法務局の部同地方法務局の款鶴崎出張所の項の改正規定 平成十九年一月六日

四 第一条中別表大分地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項及び別府出張所の項の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十九年一月九日

五 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十九年一月十五日

附 則 (平成一九年一月二二日法務省令第三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二九日法務省令第四号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 公布の日

二 第一条中別表長野地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第九条、第二十五条、第三十一条及び第三十三条の改正規定 平成十九年二月十三日

三 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成十九年二月十九日

附 則 (平成一九年二月二三日法務省令第六号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定、第三条及び第四条の規定 平成十九年三月五日

二 第一条中別表横浜地方法務局の部の改正規定 平成十九年三月十一日

三 第一条中別表金沢地方法務局の部、京都地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十一条及び第三十三条の改正規定 平成十九年三月十二日

四 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成十九年三月十九日

五 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 平成十九年三月二十六日

附 則 (平成一九年三月二二日法務省令第八号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中別表宮崎地方法務局の部の改正規定 平成十九年三月三十一日

三 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十九年四月一日

附 則 (平成一九年三月二六日法務省令第一号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定は、同月九日から施行する。

附 則 (平成一九年四月二三日法務省令第二九号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 公布の日

二 第一条中別表旭川地方法務局同地方法務局の款及び那覇地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十五条の改正規定 平成十九年五月一日

三 第一条中別表水戸地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四十二条の改正規定 平成十九年五月七日

四 第一条中別表旭川地方法務局稚内支局の款の改正規定 平成十九年五月二十一日

附 則 (平成一九年五月一八日法務省令第三三号)

この省令は、平成十九年五月二十八日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一日法務省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十九年六月十一日

二 第一条中別表岐阜地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定 平成十九年六月二十五日

附 則 (平成一九年七月九日法務省令第四三号)

この省令は、平成十九年七月十七日から施行する。

附 則 (平成一九年七月二三日法務省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十九年六月十一日

二 第一条中別表岐阜地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定 平成十九年六月二十五日

附 則 (平成一九年七月九日法務省令第四三号)

この省令は、平成十九年七月十七日から施行する。

附 則 (平成一九年七月二三日法務省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十九年七月三十日

二 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十九年八月二十日

附 則 (平成一九年九月四日法務省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第三十九条の規定は、平成十九年九月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十九年九月十日

二 第一条中別表岡山地方法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成十九年九月十八日

附 則 (平成一九年九月一九日法務省令第五四号) 抄

この省令は、平成十九年九月二十五日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二七日法務省令第五五号)

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十九年十月九日

二 第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定 平成十九年十月十五日

三 第一条中別表松江地方法務局の部の改正規定
平成十九年十月二十九日

附 則（平成一九年一〇月二三日法務省令第六〇号）

この省令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 則（平成一九年十一月一九日法務省令第六四号）

この省令は、平成二十年一月二十一日から施行する。

附 則（平成一九年十一月二〇日法務省令第六五号）

この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定及び第三条の規定は、同年十二月一日から施行する。

附 則（平成一九年十二月七日法務省令第六六号）

この省令は、平成十九年十二月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表高知地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月一日
- 二 別表函館地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月十五日

附 則（平成二〇年二月四日法務省令第四号）

この省令は、平成二十年二月十二日から施行する。ただし、第一条中別表山形地方法務局の部及び甲府地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定、第三条中別表山形の項の改正規定並びに第四条中別表第一長井人権擁護委員協議会の項の改正規定は、同月二十五日から施行する。

附 則（平成二〇年二月二六日法務省令第七号）

この省令は、平成二十年三月三日から施行する。

附 則（平成二〇年二月二六日法務省令第八号）

この省令は、平成二十年三月十七日から施行する。ただし、第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十四条の改正規定は、同月二十一日から施行する。

附 則（平成二〇年二月二六日法務省令第九号）

この省令は、平成二十年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、同月三十一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月七日法務省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条の規定は平成二十年三月十日から、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定は同年四月二十八日から施行する。

附 則（平成二〇年四月三〇日法務省令第三二号）

この省令は、平成二十年五月七日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二九日法務省令第三九号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十年六月九日
- 二 略
- 三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条から第十六条までの改正規定 平成二十年七月一日
- 四 第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年七月十四日

附 則（平成二〇年九月九日法務省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十五条第三項、第十二条第二項及び第七七条の改正規定並びに同規則第三十五条を削り、同規則第三十四條を同規則第三十五條とし、同規則第三十三條を同規則第三十四條と規定 平成二十年九月十六日
- 二 第一条中別表旭川地方法務局の部、富山地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条、第二十二條第二項及び第四十二條の改正規定 平成二十年十月十四日

三 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十六條、第三十七條及び第四十五條第一項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年十月十七日

附 則（平成二〇年九月三〇日法務省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は平成二十年十月六日から、同表大阪法務局の部の改正規定は同月十四日から、第二条の規定は同年十一月二十五日から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月二八日法務省令第五八号） 抄

この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。

附 則（平成二〇年十二月二五日法務省令第七四号） 抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第四十二條の二の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定 平成二十一年一月一日
- 二 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定（「青葉区」を「宮城野区」に改める部分に限る。） 平成二十一年一月五日
- 三 第一条中別表岡山地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第六條、第二十九條及び第三十三條の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年一月十三日
- 四 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定（第二条に規定する改正規定を除く。）及び別表名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十七條の改正規定 平成二十一年一月十九日

附 則（平成二二年二月五日法務省令第二号） 抄

この省令は、平成二十一年二月九日から施行する。

附 則（平成二二年三月一三日法務省令第四号）

この省令は、平成二十一年三月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表宮崎地方法務局の部、日南支局の款同支局の項の改正規定は、同月三十日から施行する。

附 則（平成二二年三月二七日法務省令第八号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。

附 則（平成二二年四月一七日法務省令第二一号） 抄

この省令は、平成二十一年五月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六條第二項、第七條第四項及び第五項、第三十三條第一項並びに第四十二條の二の改正規定 平成二十一年五月七日

附 則（平成二二年六月二日法務省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中登記事務委任規則第三十二條第三項の改正規定は平成二十一年七月六日から、第一条中別表横浜地方法務局の部及び京都地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十二條第二項、第二十一條及び第三十三條第一項の改正規定は同月二十一日から施行する。

附 則（平成二二年七月二日法務省令第三五号） 抄

この省令は、平成二十一年八月三日から施行する。

附 則（平成二二年八月二四日法務省令第三七号）

この省令は、平成二十一年九月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六條の二及び第十二條第二項の改正規定 平成二十一年九月十四日
- 二 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一條第二項の改正規定 平成二十一年九月二十四日

附 則（平成二二年九月一六日法務省令第四一号） 抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第七條第二項の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の

各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表釧路地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十二条第三項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年十月五日
- 二 第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第三十三条第一項及び第四十五条第一項の改正規定 平成二十一年十月十三日

附 則（平成二十一年一〇月三〇日法務省令第四二二号）抄

この省令は、平成二十一年十一月九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第二条、第六条、第十七条及び第四十五条第二項の改正規定並びに第三条の規定 平成二十一年十一月二十四日

附 則（平成二十一年二月二五日日法務省令第四七号）抄

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部豊田支局の款同支局の項の改正規定 平成二十二年一月四日
- 二 略
- 三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定（第一条に規定する改正規定を除く。）及び第二条中登記事務委任規則第二条第二項の改正規定 平成二十二年一月十八日

附 則（平成二十二年一月二七日日法務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十六条の改正規定 平成二十二年二月一日
- 二 第一条中別表仙台台法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四十条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年二月十五日
- 三 第一条中津地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十八条第一項及び第四項の改正規定 平成二十二年二月二十二日

附 則（平成二十二年二月二六日日法務省令第四号）

この省令は、平成二十二年三月八日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表東京法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条、第六条の二及び第二十二條の改正規定 平成二十二年三月十五日
- 二 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十二年三月二十二日
- 三 第一条中別表秋田地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、静岡地方法務局の部、福井地方法務局の部、松江地方法務局の部、松山地方法務局の部、熊本地方法務局の部、宮崎地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条第五項、第八条、第十七条第二項及び第三項、第二十六条、第二十八条第四項、第三十二条、第三十八条並びに第四十五条の改正規定、第三十三条並びに第四十四条中別表第一大野人権擁護委員協議会の項、川本人権擁護委員協議会の項及び八幡浜人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十二年三月二十三日

附 則（平成二十二年三月二九日日法務省令第八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十二年四月一日
- 附 則（平成二十二年五月三十一日日法務省令第二三三三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十二年七月二日日法務省令第二六六号）抄

この省令は、平成二十二年七月十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第十一条第一項、第十五条、第二十三条及び第三十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年七月二十日

附 則（平成二十二年九月二八日日法務省令第三一三三号）抄

この省令は、平成二十二年十月十二日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定 平成二十二年十一月一日

附 則（平成二十二年十一月二四日日法務省令第四三三三号）抄

この省令は、平成二十三年一月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二条第二項及び第十八条第一項の改正規定、第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分に限る。）並びに第三十六條の次に一条を加える改正規定、並びに第三十六條の項の改正規定並びに第四条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年一月三十一日

この省令は、平成二十二年十月十二日から施行する。

附 則（平成二十二年一〇月二二日日法務省令第三五五号）抄

この省令は、平成二十二年十一月二十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第六条の改正規定 平成二十二年十一月一日
- 二 略
- 三 第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定 平成二十二年十一月二十二日

附 則（平成二十二年十一月二四日日法務省令第四三三三号）抄

この省令は、平成二十三年一月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二条第二項及び第十八条第一項の改正規定、第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分に限る。）並びに第三十六條の次に一条を加える改正規定、並びに第三十六條の項の改正規定並びに第四条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年一月三十一日

附 則（平成二十二年二月二四日日法務省令第四四四号）

この省令は、平成二十三年一月三十一日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項及び第三十八条の改正規定、第三条中別表秋田の項の改正規定並びに第四条中別表第一横山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年三月十四日

附 則（平成二十三年三月一八日日法務省令第四四四号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表秋田地方法務局の部の規定並びに改正後の登記事務委任規則、公証人定員規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成二十三年三月十四日から適用する。

附 則（平成二十三年四月一日法務省令第一三三三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十七条の改正規定、第三条中別表盛岡の項の改正規定及び第四条中別表第一関人権擁護委員協議会の項の改正規定 別に法務省令で定める日

附 則（平成二十三年三月二六日日法務省令第二八八号）抄

この省令は、平成二十三年三月二六日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項及び第三十八條の改正規定、第三条中別表秋田の項の改正規定並びに第四条中別表第一横山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年三月十四日

擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年三月十四日

附 則（平成二十三年三月二六日日法務省令第二八八号）抄

この省令は、平成二十三年三月二六日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十七条の改正規定、第三条中別表盛岡の項の改正規定及び第四条中別表第一関人権擁護委員協議会の項の改正規定 別に法務省令で定める日

附 則（平成二十三年三月二六日日法務省令第二八八号）抄

この省令は、平成二十三年三月二六日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成二十三年五月二日

附 則（平成二十三年五月二七日日法務省令第一九三三号）抄

この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成二十三年五月二日

附 則（平成二十三年七月二二日日法務省令第二四四号）抄

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

附 則（平成二十三年八月二六日日法務省令第二六六号）抄

この省令は、平成二十三年九月二十六日から施行する。

附 則（平成二十三年九月三〇日日法務省令第二八八号）抄

この省令は、平成二十三年十月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び別表松江地方法務局の部の改正規定（一

この省令は、平成二十四年九月十八日から施行する。

附 則（平成二十四年九月二一日法務省令第三四号）
この省令は、平成二十四年十月九日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方事務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則（平成二十四年一月三〇日法務省令第四三号）
この省令は、平成二十四年十二月二十五日から施行する。

附 則（平成二十四年二月二一日法務省令第四五号）
この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二十五年二月一七日法務省令第二八号）
この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成二十六年一月二十日から施行する。

附 則（平成二十六年二月二一日法務省令第一号）
この省令は、平成二十六年三月十日から施行する。ただし、第一条中別表宇都宮地方事務局の部の改正規定は、平成二十六年四月五日から施行する。

附 則（平成二十六年四月二五日法務省令第一八号）
この省令は、平成二十六年五月七日から施行する。

附 則（平成二十六年五月二三日法務省令第二二号）
この省令は、平成二十六年六月十六日から施行する。

附 則（平成二十六年六月二七日法務省令第二四号）
この省令は、平成二十六年七月二十二日から施行する。

附 則（平成二十六年一〇月二四日法務省令第二九号）
この省令は、平成二十六年十一月四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方事務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月二六日法務省令第三九号）抄

この省令は、平成二十七年一月十三日から施行する。

附 則（平成二十七年四月二四日法務省令第二七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年一月一四日法務省令第二号）

この省令は、平成二十八年二月一日から施行する。

附 則（平成二十八年四月七日法務省令第三一号）

この省令は、平成二十八年五月十六日から施行する。

附 則（平成二十八年九月二六日法務省令第四三号）

この省令は、平成二十八年十月十日から施行する。

附 則（平成三〇年一月三〇日法務省令第一号）

この省令は、平成三十年二月十三日から施行する。

附 則（平成三〇年九月二五日法務省令第二三号）

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一六日法務省令第二六号）

この省令は、令和元年十月十五日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日法務省令第二四号）

この省令は、令和二年七月十日から施行する。

附 則（令和二年一月一六日法務省令第五五号）

この省令は、令和三年一月十二日から施行する。

附 則（令和五年五月二二日法務省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年五月二十九日かから施行する。

附 則（令和六年一月二六日法務省令第三号）抄

この省令は、令和六年二月二十六日から施行する。

別表第1		札幌法務局	
支局	出張所	位置	管轄区域
(札幌)	(札幌)	北海道 札幌市 北区	北海道の内 札幌市の内 中央区
北	北海道 札幌市 北区	北海道の内 札幌市の内 北区 東区	北海道の内 札幌市の内 石狩市
白石	北海道 札幌市 白石区	北海道の内 札幌市の内 白石区 厚別区	北海道の内 札幌市の内 白石区 厚別区
南	北海道 札幌市 豊平区	北海道の内 札幌市の内 豊平区 南区 清田区	北海道の内 札幌市の内 豊平区 南区 清田区
西	北海道 札幌市 西区	北海道の内 札幌市の内 西区 手稲区	北海道の内 札幌市の内 西区 手稲区
江別	北海道 江別市	北海道の内 江別市	北海道の内 江別市
恵庭	北海道 恵庭市	北海道の内 恵庭市	北海道の内 恵庭市
小樽	北海道 小樽市	北海道の内 小樽市	北海道の内 小樽市
室蘭	北海道 室蘭市	北海道の内 室蘭市	北海道の内 室蘭市
岩見沢	北海道 岩見沢市	北海道の内 岩見沢市	北海道の内 岩見沢市

[illegible]

支局	出張所	位置	管轄区域
(水戸)	(水戸)	茨城県 水戸市	茨城県の内 水戸市
日立	(日立)	茨城県 日立市	茨城県の内 日立市
土浦	(土浦)	茨城県 土浦市	茨城県の内 土浦市
龍ヶ崎	(龍ヶ崎)	茨城県 龍ヶ崎市	茨城県の内 龍ヶ崎市
つくば	つくば	茨城県 つくば市	茨城県の内 つくば市
取手	取手	茨城県 取手市	茨城県の内 取手市
下妻	(下妻)	茨城県 下妻市	茨城県の内 下妻市
常陸太田	(常陸太田)	茨城県 茨城県の内 常陸太田市	茨城県の内 茨城県の内 常陸太田市

鹿嶋	茨城県	常陸太田	茨城県の内	久慈郡	常陸大宮市
（鹿嶋）	鹿嶋市	潮来市	鹿嶋市	神栖市	行方市
宇都宮地方事務局	管轄区域	栃木県の内	宇都宮市	鹿沼市	さくら市
支局	出張所	位置	宇都宮市	那須烏山市	河内郡
（宇都宮）	（宇都宮）	栃木県	宇都宮市	高根沢町	塩谷郡の内
足利	（足利）	栃木県	足利市	佐野市	栃木県の内
栃木	（栃木）	栃木県	栃木市	下都賀郡の内	壬生町
日光	（日光）	栃木県	日光市	塩谷郡の内	塩谷町
真岡	（真岡）	栃木県	真岡市	芳賀郡	栃木県の内
大田原	（大田原）	栃木県	大田原市	矢板市	那須塩原市
前橋地方事務局	出張所	位置	管轄区域	群馬県の内	群馬県の内
支局	（前橋）	群馬県	群馬県の内		

[illegible]

老岐	(老岐)	長崎県	松浦市
対馬	(対馬)	長崎県	長崎市の内
熊本地方法務局	熊本地方法務局	熊本市	熊本市
八代	(八代)	熊本市	熊本市
人吉	(人吉)	熊本市	熊本市
玉名	(玉名)	熊本市	熊本市
天草	(天草)	熊本市	熊本市
山鹿	(山鹿)	熊本市	熊本市
宇土	(宇土)	熊本市	熊本市
阿蘇大津	(阿蘇大津)	熊本市	熊本市
津	(津)	熊本市	熊本市
大分地方方法務局	大分地方方法務局	大分市	大分市
支局	支局	大分市	大分市
出張所	出張所	大分市	大分市
位置	位置	大分市	大分市
管轄区域	管轄区域	大分市	大分市
佐伯	(佐伯)	大分市	大分市
竹田	(竹田)	大分市	大分市
杵築	(杵築)	大分市	大分市
宇佐	(宇佐)	大分市	大分市
宮崎地方方法務局	宮崎地方方法務局	宮崎市	宮崎市
支局	支局	宮崎市	宮崎市
出張所	出張所	宮崎市	宮崎市
位置	位置	宮崎市	宮崎市
管轄区域	管轄区域	宮崎市	宮崎市
高鍋	(高鍋)	宮崎市	宮崎市
都城	(都城)	宮崎市	宮崎市
小林	(小林)	宮崎市	宮崎市
延岡	(延岡)	宮崎市	宮崎市
日南	(日南)	宮崎市	宮崎市
鹿兒島地方方法務局	鹿兒島地方方法務局	鹿兒島市	鹿兒島市
支局	支局	鹿兒島市	鹿兒島市
出張所	出張所	鹿兒島市	鹿兒島市
位置	位置	鹿兒島市	鹿兒島市
管轄区域	管轄区域	鹿兒島市	鹿兒島市
種子島	(種子島)	鹿兒島市	鹿兒島市
屋久島	(屋久島)	鹿兒島市	鹿兒島市
薩摩川内	(薩摩川内)	鹿兒島市	鹿兒島市
出水	(出水)	鹿兒島市	鹿兒島市
鹿屋	(鹿屋)	鹿兒島市	鹿兒島市
奄美	(奄美)	鹿兒島市	鹿兒島市
霧島	(霧島)	鹿兒島市	鹿兒島市
知覧	(知覧)	鹿兒島市	鹿兒島市
那覇地方方法務局	那覇地方方法務局	那覇市	那覇市
支局	支局	那覇市	那覇市
出張所	出張所	那覇市	那覇市
位置	位置	那覇市	那覇市
管轄区域	管轄区域	那覇市	那覇市
豊見城市	(豊見城市)	豊見城市	豊見城市
南城市	(南城市)	南城市	南城市
中頭郡の内	(中頭郡の内)	中頭郡の内	中頭郡の内
西原町	(西原町)	西原町	西原町
島尻郡の内	(島尻郡の内)	島尻郡の内	島尻郡の内
与那原町	(与那原町)	与那原町	与那原町
渡嘉敷村	(渡嘉敷村)	渡嘉敷村	渡嘉敷村
栗国村	(栗国村)	栗国村	栗国村
大東村	(大東村)	大東村	大東村
米島町	(米島町)	米島町	米島町
宮古島	(宮古島)	宮古島	宮古島
石垣	(石垣)	石垣市	石垣市
名護	(名護)	名護市	名護市
沖縄	(沖縄)	沖縄県	沖縄県
宜野湾	(宜野湾)	宜野湾市	宜野湾市
浦添市	(浦添市)	浦添市	浦添市
中頭郡の内	(中頭郡の内)	中頭郡の内	中頭郡の内
読谷村	(読谷村)	読谷村	読谷村
谷町	(谷町)	谷町	谷町
北中城村	(北中城村)	北中城村	北中城村
中城	(中城)	中城	中城
官署	官署	官署	官署
札幌法務局の本庁及びその	札幌法務局の本庁及びその	札幌法務局の本庁及びその	札幌法務局の本庁及びその
支局	支局	支局	支局
管轄区域	管轄区域	管轄区域	管轄区域

徳島地方 法務局 その支局	徳島県
松山地方 法務局 その支局	愛媛県
高知地方 法務局 その支局	高知県
福岡法務 局の本庁 及びその 支局	福岡県
佐賀地方 法務局 その支局	佐賀県
長崎地方 法務局 その支局	長崎県
熊本地方 法務局 その支局	熊本県
大分地方 法務局 その支局	大分県
宮崎地方 法務局 その支局	宮崎県
鹿児島地方 法務局 その支局	鹿児島県
那覇地方 法務局 その支局	沖縄県
